

Title	荀爽の延熹対策について
Author(s)	辛, 賢
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 38 P.1-P.15
Issue Date	2004-12
Text Version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/11094/8732
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

荀爽の延熹対策について

辛

賢

一 はじめに

荀爽、字は慈明、一名は諱。後漢の桓、靈帝期を中心に活躍した經学者である。孔穎達の『周易正義』「序」に「東都には荀・劉・馬・鄭有り」とあるように、荀爽は馬融・鄭玄に並ぶ、後漢の有力な易学者としてよく知られている。荀爽の易学を継承して卦爻説を展開した呉の虞翻が、「又た南郡の太守馬融、名に俊才有るも、其の解釈する所復た諱に及ばず」(『三国志』「呉書」虞翻伝注)と、荀爽の易学が馬融を凌ぐほどのものであったことを推称しているように、これまで荀爽の易学は漢代易学において欠かすことのできない重要な研究対象とされてきた。したがって、荀爽に関する従来の研究は、易学に関するものがほとんどを占めていたが、一方、彼自身の学問思想についてはあまり知られていない。それはおそらく荀爽の著述のほとんどがすでに失われ、今に伝わっていないことによるものである。ところが、『後漢書』荀爽伝によれば、荀爽は易学のみならず、經学全般にわたって多くの著述を残しており、その学問的領域は非常に広範なものであったことがわかる。荀爽の面目が易学にあることは疑えない

にしても、その広範な彼の学問についてうかがっておく必要は十分にあると思われる。

そこで、本稿では、『後漢書』荀爽伝の「対策」を手掛かりに、荀爽の思想的特徴を垣間見ることにしたい。⁽²⁾

二 荀爽とその周辺

まず、荀爽の人物とその周辺について簡単にまとめてみることにしよう。

幼くして学を好み、年十二にして能く春秋論語に通ず。太尉の杜喬見て之を称えて曰く、人の師と爲る可し、と。爽、遂に經書に耽思し、慶弔に行かず、微命に応ぜず。潁川之が語を爲して曰く、荀氏の八龍、慈明は雙無し、と。(『後漢書』荀爽伝)

荀爽は、名族として知られる潁川の荀氏一族の出身である。荀爽の本貫である潁川郡は、後漢の時期においては儒教官僚を輩出する、屈指の豪族勢力の強い地域であった。ただ豪族といっても、それらは大土地所有と族的結合力によるのみの勢力ではなく、「清」・「孝」といった儒教的理念にもとづいて、地域の民衆の輿望をになう指導者層としての性格ももっていた。⁽³⁾ 実際に荀氏一族からは多くの秀才が現れた。かの『漢紀』の著者である荀悦、そして曹操の参謀として活躍した荀彧はいずれも荀爽の甥にあたり、当時、荀氏一族が潁川において築きあげていた名望は、並々ならぬものがあつたのである。

幼い頃から学問を好み、わずか十二才にして春秋・論語に精通し、荀氏八龍⁽⁴⁾のなかでもずば抜けた秀才ぶりを發揮していた。荀爽の学問的系統については、「王烈、潁川の陳太丘を以て師と爲し、二子は友と爲る。時に潁川の荀

慈明、賈偉節、李元礼、韓元長、皆陳君の学に就く」(『三国志』魏書注所引『先賢行狀』)ということのみが知られるが、陳太丘のもとで具体的にいかなる学を学んだのかは明白ではない。若年時の才能の方向から見ると、春秋を主とするものであったのかもしれない。

さて、本伝によれば、荀爽が官に仕えた期間は生涯二年足らずで、人生のほとんどは處士として過ごした。延熹九年、彼の年三十九才の頃、郎中に挙げられて出向いたものの、その「対策」が奏聞されるや、もはや能事畢れりとばかりに、「即ちに官を弃て去」ったという。またその後しばしば時の実権者に徴されることなどもあったが、就かず、献帝即位の年の中平六年(一八九)に、ついに実力者董卓の徵命を受ける。命を逃げることもはかるが、結局はついに董卓の旗下にはいる。だが董卓の政治の暴残耐え難く、これを転覆せんことをはかるものの、翌年(一九〇)、たまたま病を得て卒してしまふ。齒六十三才であった。荀爽が官僚生活を送ったのは以上の二回であり、彼の生涯はほとんどが著述活動に費やされた。その学問的領域は、易学にとどまらず、經学の領域全般にわたったのである。『後漢書』「荀爽伝」にいう。

礼、易の伝、詩の伝、尚書正經、春秋条例を著す。又た漢事の成敗の鑒戒と為す可き者を集め、之を漢語と謂う。又た公羊問及び辯讖を作り、它的論敘する所と併せて、題して新書と為す。凡そ百餘篇なるも、今、亡缺する所多し。(『後漢書』荀爽伝)

さて、このように荀爽の学問領域は非常に広大であったが、今、注目すべきは文中の『漢語』にまつわる紀事である。すなわち『漢語』は、漢事の成敗の鑒戒すべきものを集めたものというのであるが、このことは彼の学問思

想が向けられていた実際の対象が奈辺にあつたか、そのことを窺わせるに足るからである。そして彼の鑒戒すべきことからのその一端は、実は次に検討する延熹年間の対策文の中に明確に表れていると思われる。

三 延熹対策の内容

先に述べたように、荀爽は、延熹九年に至孝をもつて郎中に拝され、桓帝に対策を上奏している。この上奏が奏聞されるや、彼はただちに官を辞したというから、彼が政治に携わっていわんとしたこと、つまり漢事の成敗の一端は、まさにこの対策に包含されていたに相違ないだろう。そしてその対策の内容は、主として後漢の礼制に対するものであり、さらにいえばその運用に対して批判を行ったものである。荀爽は、どのようなことに、どのような批判をおこなっていたのか。そこには彼の学問的思想的立場が反映しているはずである。それでは、以下、その具体的な内容を見てゆくことにしたい。

(一) 「大臣奪服制」の廃止論

荀爽が「対策」の中でまず取りあげた問題は、喪服礼の問題、とくに大臣高級官僚の地位にあるものの喪服に関する問題であつた。

今の公卿及び二千石、三年の喪に即（な）ち去るを得ず。殆ど孝道を増し（さ）崇（か）んにして而して克く火徳（か）に称（な）う所以の者には非ざるなり。往者（さ）に孝文は勞謙（さ）して行いは儉に過ぎ、故に遺詔有りて日を以て月に易（よ）う。此れ当時の宜し

きなるも、之を万世に貫く可からず。古今の制は損益有りと雖も、而れども諒闇の礼、未だ嘗て改移せずして以て天下に其の親を遺^ひるること莫きを示す。今の公卿羣寮は皆な正教の瞻^みる所なるに、而るに父母の喪に奔り赴くを得ず。〔後漢書〕荀爽伝)

これは後漢に行われていた「大臣奪服制」を批判した内容である。「大臣奪服制」とは、公卿・郡守・国相など、いわゆる大臣は、父母の喪に遭っても、既葬の三十六日を限りに除服出仕しなければならないという制度である。⁽⁶⁾すなわち、後漢では、公卿守相の要職に就いている者は原則的に、父母の喪に遭っても、ただちに職を辞して三年の喪に服することができなかったのである。この「大臣奪服制」が行われた背景にはまず、せつかく手に入れた高官の職を父母の喪によって辞さなければならぬ、大臣側の便宜的な目的があった。加えて、この制度の導入には、漢王朝の儒法体制における儒家的礼教主義と法術主義との調和という基盤があった。大臣の要職を私的な理由によって長期間機能不全にすることは、国家にとって得策ではない。私的な脱職期間を最小限に縮小する。「奪服制」はこうした、「合理的」な意識の上に成り立ったものであった。だが、この奪服制は、いってみれば後漢朝の存立理念である儒教を、ある意味で最大限に軽視するものであった。官僚機構の効率的合理的運営か、それとも国家存立の理念か。大臣の奪服制は、後漢半ば以降、儒教官僚層を中心に大きな矛盾として認識されるようになってきた。そのため、ある時期、一時解除がおこなわれたこともあったが、⁽⁷⁾だが宦官勢力の反撃によって再び復活するようになったのである。そこには宰相大臣という地位にある人々と、宦官勢力との結託があったのだが、表面的な官僚機構の合理的な運営という名目については、決してそれ自体は批判の対象となるものではなかった。だが、国家存立の

理念はどうなるのか、加えて官僚制の合理的運営という美名のもとに置かれつつも、実態は権力にとまなう利権の確保という性格がこの奪服制にはあった。

荀爽はこのような状態にあった大臣奪服制について、その改革を対策したのであった。そして、その彼の改革論の背景には、荀爽の礼教主義的思想が顕著に表れていたのである。

臣之を師に聞くに、曰く、漢は火徳為りて、火は木より生じ、木は火に盛んなるが故に其の徳を孝と為し、其の象は周易の離に在り、と。(『後漢書』荀爽伝)

荀爽は、漢王朝は火徳にあたり、「木は火に盛んなるが故に其の徳を孝と為す」と、孝徳の尊崇と実現を王朝の徳業としなければならぬことを述べている。ここにみえる「師説」は、五行の循環による帝徳の推移を論じた、いわゆる五徳終始説にもとづくものである。五徳終始説における漢王朝の位置づけについては、水徳説や土徳説等、漢代ではしばしば議論となった問題であった。⁽⁸⁾だが、『漢書』律曆志に「漢の高祖皇帝、紀を著し、秦を伐ち周を継ぐ。木は火を生ずるが故に火徳と為し、天下號して漢と曰う」とあるように、後漢では前漢末の劉向・劉歆による火徳説が一般的な理解となっていた。⁽⁹⁾

ここで、先の荀爽の説明のなかに、「火は木より生じ、木は火に盛んなるが故に其の徳を孝と為す」とあり、五徳の循環を礼教思想に結びつけているという箇所がみられるが、このことについて、『史記索隱』に「五行の運、水は木を生じ、木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生じ、金は水を生ず。生ずる所の者は母と為り、出づる者は子と為る」とある。すなわち、五行生成論における水↓木↓火↓土↓金↓水といった生成関係は、親子関係に擬せら

れるのであるが、荀爽が「其の徳を孝と為す」というのは、すなわち、木徳の周王朝とそれに次ぐ火徳の漢王朝は親子関係にあり、それゆえ「文質彬彬」たる周文化をさらに盛行させること、それが漢王朝の子としての義務、孝である、とされたのである。そしてそのことはさらに「其の象は周易の離に在り」とされて、易理によってそれは補強されるとするのである。

夫れ地に在りては火と為り、天に在りては日と為る。天に在る者は其の精を用い、地に在る者は其の形を用う。夏は則ち火王^{まか}んにして、其の精は天に在り、温暖の氣、百木を養い生ず。是れ其の孝なり。冬時には則ち靡れ、其の形は地に在り、酷烈の氣、山林を焚燒す。是れ其の不孝なり。〔後漢書〕荀爽伝)

これは五行の氣が時によってその働きを異にすることを述べたものであるが、たとえば、「火」は、夏に百木を養生する「日」(太陽)の働きをするのに対し、冬になると、一転して山林を燃やす「火」と化す。したがって、漢王朝の火徳が「周易の離に在」るとは、漢王朝はまさに百木養生の夏を迎えていることであり、それは、すなわち最も盛んな孝徳の実現を表すものである。荀爽は、孝徳の重視は、周王朝を継承する漢王朝の正統性を根拠付けるものであり、しかも周よりもさらにそれを盛んにすることが漢の義務である、と論じているのである。

したがって、礼教を最大限に軽んずる大臣の奪服制は、漢の正統性を根底から覆す可能性のあるのつぎきならぬ矛盾な制度であり、「天下の通喪、旧礼の如くすべし」〔後漢書〕荀爽伝)と、旧礼に復帰すべきこと、すなわち三年の喪の充足を主張したのである。まことに礼教の原則に沿い、また国家存立の根本理念に沿った主張であったといえる。このような荀爽の旧礼への復帰を主張した改革論は、次の尚主制批判においても同様に表れる。

(二) 尚主制の改革論

「尚主」とは、「尚公主」ともいい、諸侯が公主、すなわち皇帝の女もしくは姉妹を尚めとることをいう。公主を娶ることを「尚」というのは、公主が天子の女であることに對する敬意を表し、夫が卑下した言い方である。⁽¹⁰⁾

尚主制はもともと、天子の場合、女を嫁せしめる場合、身分的には諸侯以外に嫁する所はなく、また、その一方で、嫁せしめるときには、「結婚相手とは違ふ」諸侯に必ず婚礼を主らせなければならぬという事情があり、そこから制度的に始まったものであった。『白虎通』嫁娶篇によれば、

王者女を嫁するに、必ず同姓の諸侯をしてこれを主らしむるは何ぞ。婚礼は和を貴ぶも、相答うべからず。君臣の義を傷うがためなり。亦た女をして天子の尊きを以て諸侯を乗がざらしめんと欲するなり。春秋伝に曰く、天子、女を諸侯に嫁するには、必ず諸侯の同姓者をしてこれを主らしむ。諸侯、女を大夫に嫁するには、大夫の同姓者をしてこれを主らしむ、と。その同宗共祖なるを以て、以て親を主るべきなり。故に父の事を撰せしむるなり。

とある。すなわち、天子の女が諸侯に嫁ぐ場合、「婚礼は和を貴ぶも、相答うべからず。君臣の義を傷うがためなり」と、天子と諸侯の間における身分の違いがあるため、その婚礼を同姓の諸侯に主らさせて、身分上の差異を表面的に解消する措置をとらなければならなかつた。

この尚主制は漢魏以降、唐初に至るまで続いたとされるが、⁽¹¹⁾その間、様々な弊害を生み出した。その弊害の大きな原因としては、婚姻後の公主の社会的地位・家庭内の地位の問題があつた。『後漢書』后紀によれば、

漢制、皇女は皆県公主に封ぜられ、儀服、列侯に同じ。其の尊崇すべき者には、長公主と加号し、儀服、藩王に同じ。諸王の女は、皆郷亭公主に封ぜられ、儀服、郷亭侯に同じ。

とある。漢代では、皇帝の女は、婚姻後に原則として公主もしくは長公主に封ぜられ、諸侯あるいは諸侯王と同格の社会的地位が与えられた。そして公主にはその社会的地位に応じた種々の特権が与えられた。そしてその社会的特権は家庭内にまで持ち込まれ、公主は、舅姑や夫に事える義務も課せられておらず、時には権威が夫を上回ることさえあったのである。⁽¹²⁾ すなわち、尚主制は、皇帝の権威が家族のなかにまで持ち込まれることによって、儒教体制の根幹をなす家父長制と皇帝権力との間の矛盾を、先鋭に露呈する場となっていたのである。

尚主制は前漢以来その存続を問う声があがっていた。宣帝期の王吉は「男をして女に事えしめ、夫をして婦に誦せしめ、陰陽の位を逆にす。故に女乱多し」(『漢書』王吉伝)と、尚主制の弊害を指摘し、その廃止を上奏したが、結局、法制的傾向が強かった宣帝に採用されることはなかった。⁽¹³⁾ この尚主制は儒教にとつては大きな矛盾であったが、皇帝の感情という逆鱗に触れかねないデリケートな問題であり、また諸侯の家庭という国家問題からは一歩遠いところにあつた問題であつたため、王吉以後、表だつてこの尚主制を批判するものは絶えてなかつた。そうした問題を久方ぶりに取りあげ、批判したのが荀爽であつた。

臣聞く、夫婦有りて然る後に父子有り、父子有りて然る後に君臣有り、君臣有りて然る後に上下有り、上下有りて然る後に礼義有り。礼義備われば、則ち人の厝く所を知る、と。夫婦は人倫の始めにして、王化の端なり。故に文王、易を作りて、上経は乾坤に首まり、下経は咸恒に首まるなり。(『後漢書』荀爽伝)

荀爽は『易』序卦伝を引き、父子・君臣による儒教的国家体系の中核に夫婦を位置づけ、「夫婦は人倫の始めにして王化の端なり」と述べている。夫婦を国家体系の中心とする思考は、⁽¹⁴⁾『荀子』大略篇に「易の咸は夫婦を見わす。夫婦の道、正さざる可からざるなり。君臣父子の本なればなり」とあり、また『礼記』昏義篇に「敬慎重正にして、后に之に親しむは、礼の大体なり。而して男女の別を成して夫婦の義を立つる所以なり。男女に別有りて而る后に夫婦の義有り、夫婦の義有りて而る后に父子に親有り、父子に親有りて而る后に君臣に正あり。故に曰く、昏礼は礼の本なり」とほぼ同様の文が見られる。すなわち、夫婦の義は社会の根本規範とされ、やがて父子・君臣とならんで国家体系の根本に置かれるものとなったのである。そして、このような儒教的国家体系は、「君臣、父子、兄弟、夫婦始まれば則ち終わり、終わるれば則ち始まる。天地と与に理を同じくし、万世と与に久しきを同じくす。夫れ是れ大本と謂う」(『荀子』王制篇)とあるように、天地・宇宙にも比せられる絶対的・根源的なものと考えられていたのである。荀爽は次のように述べる。

孔子曰く、天は尊く地は卑しくして、乾坤定まるなり、と。夫婦の道は所謂順なり。……昔聖人の易を作るや、仰げば則ち象を天に観、俯せば則ち法を地に察す。鳥獣の文と地の宜しきを観るなり。近くは諸を身に取り、遠くは諸を物に取り、以て神明の徳に通じ、以て万物の情に類す、と。今、法を天に観れば、則ち北極は至尊にして四星は妃后なり。法を地に察すれば、則ち崑山は夫に、卑沢は妻に象るなり。鳥獣の文を観るに、鳥は、則ち雄は鳴鳩し、雌は能く順服す。獸は、則ち牡は唱導を為し、牝は乃ち相従う。近くは諸を身に取れば、則ち乾は人の首と為り、坤は人の腹と為る。……陽尊く陰卑しきは蓋し乃ち天の性なり。(『後漢書』荀爽伝)

冒頭に「天尊く地卑しく、乾坤定まる」と、繫辞伝の有名な一文が挙げられている。天尊く地卑しきの乾坤の性は、「天の性」として規定され、それは天象の星辰、地上の山沢、鳥獸の牝牡、人間の身体に至るまで、あらゆる存在者は宇宙生成とともに「天尊地卑」のあり方を普遍的な本性として所与するものであるということである。

礼なる者は、福祥の本を興し、而して禍乱の源を止むる所以なり。人の能く欲を枉げて礼に従う者には、則ち「福之に帰し、情に順いて礼を廢つる者には則ち禍い之に帰す。禍福の応ずる所を推し、興廢の由つて来る所を知るなり。……夫れ寒熱晦明は歳を為す所以なり。尊卑奢侈は礼を為す所以なり。故に晦明寒暑の氣、尊卑侈約の礼を以て其の節と為すなり。(『後漢書』荀爽伝)

荀爽は、礼制の興廢は人間社会に禍福をもたらす源であるとし、尊卑上下の節(秩序)をもつてなる儒教的倫理規範を寒熱晦明の天行の法則性に則る普遍的かつ絶対的な理法であると考えていた。すなわち、儒教理念は皇帝権力さえも犯すことのできない絶対的な尊厳性を有するものであると考えていたのである。これについて、荀爽は『尚書』『春秋』『易』における帝王の娶嫁の事例を挙げ、正しい婦道の在り方を論じているが、⁽¹⁵⁾中でも『春秋』の經文に対する荀爽の解釈は注目すべきである。

春秋の義、王姫の齊に嫁するや、魯をして之を主らしめ、天子の尊きを以て諸侯に加えざるなり。

これは『春秋』莊公十一年「王姫婦于齊」を引くものである。これに対する『公羊伝』の何休の注に、「みずから主とならざる者は、尊卑敵せざればなり。それ婚姻の礼を行えば、則ち君臣の義を傷う。君臣の礼を行えば、則ち

婚姻の好を廃す」とある。これは先述の『白虎通』嫁娶篇に「婚礼は和を貴ぶも、相答うべらかず。君臣の義を傷うがためなり」に相通するものであつて、天子と諸侯との通婚は天子の權威を損なうから、婚礼を同姓の諸侯に主らしめるとするものである。つまり天子の權威を保持しようという方向の解釈である。これに対して荀爽は「天子の尊を以て諸侯に加えざるなり」といって、むしろ天子の權威を抑制する方向において解釈を下している。⁽¹⁶⁾ すなわち、尚主制において天子自ら婚礼を主らないのは、天子の尊嚴が女の嫁ぎ先に及ぶことを防ぐためであるというのが荀爽の解釈である。すなわち、荀爽にとつて天子の尊嚴は儒教的規範を踏み越える絶対的存在ではなく、あくまでも儒教規範の内側に存在するものであつたのである。

四 おわりに

皇帝権力と儒教理念との間における対立は、漢王朝の儒法体制が抱えていた本来的な矛盾であつた。このような矛盾は、後漢期になると、儒教的素養を備えた官僚の増加により、一層先鋭化することになる。「大臣奪服制」や「尚主制」に対する荀爽の批判はそれを象徴するものであつた。そして、それらの批判内容は、旧礼にもとづく儒教理念の徹底した実現を主張したものであり、それを王朝の最高理念とすべきとする理想的礼教主義を示すものであつた。それはまさしく荀爽の礼教的儒教理念を普遍的真理とする学問思想の立場を表すものだったのである。

注

- (1) 荀爽の易学に関する主な論考は、鈴木由次郎『漢易研究』（明德出版社、一九六三年）、戸田豊三郎『易経注釈史綱』（風間書房、一九六八年）、花崎隆一郎「荀爽の卦爻説について」（『日本中国学会報』第三十四集、一九八四年）、

劉玉建『兩漢象數易学研究』（広西教育出版社、一九九六年）、この他に荀爽の生涯を中心に述べた論文として、田中麻紗巳「荀爽の生き方と主張」（『東方学』第九八輯、一九九九年）がある。

- (2) なお、本稿は「対策」の検討にあたり、藤川正数氏の研究を大いに参照した。藤川正数『魏晉時代における喪服礼の研究』（敬文社、一九五〇年三月）、同『漢代における礼学の研究』（風間書房、一九六八年二月）
- (3) 渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』（雄山閣、一九九五年二月）九九頁～一〇七頁。
- (4) 「有子八人。儉、緄、熹、汪、爽、肅、專、並有名称、時人謂「之」八龍」（『後漢書』荀淑伝）
- (5) 「以日易月」とは、文帝の遺詔に「服大紅十五日、小紅十四日、緘七日、积服」（『漢書』文帝紀）とあり、三十六日の日数を以て三年の月数（三十六月）に易えたとするものである。
- (6) 大臣奪服制については、藤川正数『漢代における易学の研究』二七一頁～三二四頁を参照。
- (7) 大臣奪服制は、礼教主義的統治策が取られていた、鄧太后の時代の元初三年（一一六）～建光元年（一二二）および梁太后の時代の永興二年（一五四）～延熹二年（一五九）の二回にわたって解除となった。
- (8) 議論の中心となったのは、王朝の推移における秦の位置づけをどうすべきかという問題であったが、武帝期の改制を機に「相剋的」五徳終始説による土徳説が定まった。以後、後漢では前漢末の劉向・劉歆により、「相生的」五徳説による火徳説が漢王朝の帝徳として一般的な理解を得るようになった（小林信明『中国上代陰陽五行思想の研究』（大日本雄弁会講談社、一九五一年）一二九頁以下参照）。
- (9) 小林信明『中国上代陰陽五行思想の研究』一二九頁～一三六頁。
- (10) 漢代の尚主制については、藤川正数『漢代における礼学の研究』三二五頁以下参照。
- (11) 『唐書』王珪伝に王珪の子敬直が太宗の女南平公主を娶る時に、公主の場合廃止されること久しかった「婦見舅姑」の儀が復活されたという記録が見える（藤川正数『漢代における礼学の開闢』三三一頁参照）。
- (12) 公主の婚姻後の社会的地位について、藤川正数『漢代における礼学の開闢』三三〇頁～三三八頁参照。
- (13) 宣帝は、皇統の序列中に入っていない実父劉進を宗廟に祠り、私的血縁を公的血縁より重視した「皇考廟」問題を引き起こした人物であるが、一方、宣帝期は法治主義の傾向が強く表れた時期でもあった。

(14) 国家体系における夫婦の理念的的位置について、栗原圭介『古代中国婚姻制の礼理念と形態』（東方書店、一九八二年二月）七八〇頁～七八六頁参照。

(15) 「堯典曰、釐降^一二女於媯汭、嬪于虞。降者下也、嬪者婦也。言帝堯の女、雖下嫁於虞、猶屈体降下、勤修婦道。易曰、帝乙婦妹、以祉元吉。婦人謂嫁曰婦。言湯以娶礼婦其妹於諸侯也。春秋之義、王姬嫁齊、使魯主之、不以天子之尊加於諸侯也」〔後漢書〕荀爽伝

(16) 尚主制や大臣奪服制の改革案について、藤川氏は儒教体制における「国家」と「家」の視点から指摘を行っている。すなわち、荀爽の尚主制の改革案の場合、公主が皇帝の女としての尊厳を保つことよりも、家族制における「婦」としての礼をより大切にすべしと主張するものであり、これは大臣奪服制の改革案においても同様である。すなわち、国家に奉仕する者としての身分と家族制における「子」としての身分とが矛盾する場合、国家に奉仕する者としての義務よりも、子としての礼をより重視すべきであるとの主張である。いずれも「家」を重視している点において、揆を一にするものである。（藤川正数『漢代における礼学の展開』三四六頁～三四七頁参照）

（文学研究科講師）

SUMMARY

A proposal of Xun Shuang in the Yan-xi era

Hyeon Shin

This article aims to analyze thought of Xun Shuang (荀爽) prominent in studies of the *I-ching* of the Later-Han. Almost nothing is known about his own thought, except his studies of the *I-ching*. Because most of his writing is already lost and is not transmitted in this age.

However, according to his biography of *Later-Han document*, Xun Shuang left not only I-ching but also a lot of writings in studies of the Confucian classics. It shows clearly that his learning was covering the very large field.

Then, this paper examined the ideological feature of Xun Shuang based on his biography of *Later-Han document*.

The confrontation between emperor's power and Confucianism was caused by dual structure of Confucianism and law principle of Han dynasty. Along with increasing of the bureaucrat who equipped with Congucian knowledge since Later Han, the conflict rose to the surface.

Xun Shunag severely criticized the mourning system of senior bureaucrat (奪服制) and the marriage system of princess (尚主制) which were used in Later Han. He pointed out that those systems are against to Confucian idea. In addition he asserted that thorough realization of political morality based on the tradition of Confucianism is the most important. Consequently Xun Shuang may be considered to occupy the position of idealistic Confucianist in Han dynasty.

Keywords: chinese philosophy, I-ching, confucianism, Later Han